MEDICAL EDUCATION OF OSAKA UNIVERSITY

医学教育

Vol. 2, No. 6, December 1, 1967

大阪大学医学部学生自治会・医学教育研究委員会

目

次

- ・大学院医学研究科の改革について
 - 高次元生理教授 岩 間 吉 也
- ・医学部臨床系大学院制度 問題点と改革案 高次研教授 佐 野 勇
- ・入局後の臨床教育について ― (アンケート)学四 クラス委員会
- ・医学教育論(8) 専門医問題の考え方

医学概論助教授 中 川 末 造

・専門医制度について

4 2 青医連阪大支部研究委員会

一は じ め に

医育研

医学卒後教育について、私達の関心は主に 臨床研修におかれていますが、一方大学院、 特に基礎大学院の弱体化、ひいては基礎研究 スタッフの弱体化の問題が主に基礎系の先生 方を中心にとりあげられ、検討がすすめられ ています

大学院問題は日本の医学教育・研究制度の 欠陥を典型的に示すものであり、又学部教育 に内在する問題の延長ともいえると思います。 そこで岩間教授、佐野教授が夫々大阪大学医 学部制度委員会に問題提起・討論のために提 出された論文を特にお願いして転載させていただきました。 両論文はあくまでも教育者間で問題提起をし、これを中心に討論を進める意図で書かれたもので、今までの討論でも修正されつつあるそうですが、更に今後検討を深めてゆかれるとのことです。

これを参考に大学院,基礎研究の現状,研究の意義を一考していただく一方,大学院問題の意味するところを医学教育全般の問題としてとらえ,創造性はいかにして獲得しうる

ものであるかを考えていただきたいと思います。 そして基礎配属、卒後教育での研究に関して検討 を深めたいと思います。



ことというともはついていた。

大学院医学研究科の改革について

1. 事のおこり

- (i) 1955年に発足してから、これまでまがりりなりにも維持されてきた大学院(医学研究科)は、41年度と42年度の阪大卒業生によって、ポイコットされるという事態がおこった。しかも、この事態はこれからも当分続くであろうと思われる。われわれは、これを「異常」なものと考えるので、可能ならば何らかの解決をはかりたいと念願する。
- (2) 戦後新たに発足した教育制度は、日本の、実情にあわないとか、時勢がかわったとか、などの理由でいろいろの手直しを受けている。この手直しは、やがて大学のレベルへ、つづいて大学院のレベルへ及ぶであろう。 われわれは、きたるべき大学院制度の改変を自分自身の問題として考えておく必要がある。

昭和42年6月に発表された国立大学協会の「大学院設置基準をめぐる所見」は、予想される大学院制度の改変に対し、国立大学側の要望をまとめたものである。この「所見」は、大筋においては支持すべきものと考える。

(3) 目下,阪大では生物科学部の設立が論議されている。近い将来,それが実現するだろうことは,ほば間違いない。新設の学部と医学部(ことに基礎)との間には,大きな相互作用があるだろうと思われる。これを考慮に入れた上で,大学院のあり方を考えることは,一度はしておかねばならぬことである。

11. 問題の焦点

私見によれば、現在の大学院にとって最大 の悩みは、学生も数官も大学院に固有のメリットをほとんど認めていない、という点にあ る。また卒業生も、自分がかって大学院学生であったことをよかったと思っているものは、ほとんどいない(教授を除いた基礎系教官の約40%は大学院卒業生で占められている)。目下は、大学院学生であり、しかも基礎系に属するものの特典は、18,000円の貸費を比較的、優先的にうけられるということだけで

ある。これは、余りにも情ない状態といわね

高次元生理教授 岩 間 吉 也

大学院の実情がこうであるからといって、 直ちに大学院は無用であり、廃止すべきもの とする考えは、さしあたりわれわれはとらない。この制度のある限りは、これを活用して、 大学の研究・教育の発展をはかりたいと思う。 大学院の目的がどこにあるかの議論はさておいても、大学院学生たることの特権を充分生かせるようにすれば、それなりに大学院のメリットが生れるであろうし、そこに人材を導入することもできるのでないか、と考える。

Ⅱ. 改革の一試案

ばならない。

A. われわれは、大学院学生を predoctoral trainee である,と考える。その意味は, 教育と訓練をうけて,次第に独立研究者に 成長してゆくもの、ということである。学 生として入学したものが、最後にどんなレ ベルの独立研究者になるかは、始めは勿論 わからない。指導的地位につき得るものも あるだろうし、あるいは独立研究者の最低 線にも達せずに終るものがあるかもしれな い。いずれにしても、大学院は、学生をし て少なくとも独立研究者の水準に達するま う, 教育と訓練を与えるべきである。しか も、その教育と訓練とは、徒弟修業的なも のでなく、計画性のあるものでなければな らない。

上記の理想に幾分なりとも近づくために、

次の事項を提案する。

- (1) 大学院4年を前期1年と後期3年とに わける。
- (2) 前期1年は、もっぱら教育の期間とする。この期間には、学生は特定講座に属することなく、複数の教官(特に医学部と限らない)から、講義・演習・実習を受ける。
- (3) 後期3年は、ある特定講座に所属し、 特定教官の指導のもとで論文実験 (thesis work)を遂行する。
- (4) 数官側が、前期1年の学生のために用意することは、各種の特殊講義・演習・実習であるが、特に実習に力を入れることが望ましい。後期3年の学生に対する指導は、従来の方式とほぼ同様であろう。しかし、大学院学生を単なる man powerとして取り扱う悪習が払拭されぬ限りはどんな制度の改変を行なっても、大学院は結局は自壊すると思わねばならぬ。

上記の提案の要点は、大学院前期1年の教育にある。これを維持するためには、物的、人的な裏付けが是非必要である。人的な裏付けとしては、大学院専任教官のあることが是非望ましい。しかし、それが早急には実現しないというのであれば、大学院所属の教官の一部は一定期間 undergraduate の教育から解放されて、大学院学生の教育に専念する、という方法を考えることができる。

大学院学生のための講義・演習などが 実施されていないのは、医学部だけであ る。他学部では、少なくともマスター・ コースならば、数官も学生も熱心にこれ を維持している。

B. 教育・訓練の一環であるという名目で、 大学院学生が学部学生への講義・実習の手 伝いに従事させられることがある。この種 の業務が教育・訓練に役立つというのは、 限度がある。いつも、またいつまでも、そ うであるとはいえない。限度以上の業務を 大学院学生に課することは、厳重に慎しむ べきことである。

> 上記の業務に従った大学院学生は pay されてしかるべきである。勿論, pay があれば、それでよいというので はない。

c. 大学院学生には、それ相当の生活を維持できるよう、経済的援助があるべきことは、いうまでもない。しかし、大学院学生の「格付け」は自ら定まっていて、育英会からの奨学金援助に限度のあることは、認めざるを得ない。奨学金の増額・貸費条件を有利にすることは、たえず外部に向って要望すべきことであるが、結局は阪大内部の問題としては解決できない。

しかし、われわれに許される範囲内でも、いくつかのことは出来るのではないだろうか。たとえば、大学院学生のアルバイトをもっとすっきりした形で行なえるよう、応援すべきでないか、大学院学生の学会出席の費用を大学が公的に負担する道を開けないか、福利厚生の面ですべきことがもっとあるのでないか、などである。

阪大独自で将学金財団を設立する努力を払うことも試みてよいことである。

D. 大学院学生の卒業後には、優秀でありしかも意志をもっているものに対しては、助手またはそれに相当する地位が必ず保証されるようにしたい。このためには、講座に固定している助手定員の一部を供出し、これをプールしておき、必要に応じて大学院卒業生を充当するようにしたい。

目下は、助手に任用されるものの qualification については、何の制限 もない。上記の案が実行されるために は、助手は大学院卒業者(postdoctoral) に限る、という内規を設ける必要があるう。

たお、基礎系の大学院学生について いえば 卒業後研究を続けたい希望をも つものにとっては、上記案の実現は強い 希望であることを付言する。

N. 将来の問題

現行の大学院は、進学過程2年、専門過程4年の上に、上ずみされたコースである。アメリカの医学教育でいう medical school と日本の医学部専門過程とをくらべると、日本のそれは1~2年程度が低い(?)と見ねばならない。したがって、専門過程の上に大学院の上ずみが考えられたのであろう。しかし、4年のドクター・コースが上ずみされてみると、doctoral level に達するには、日本ではむしろ2年長くかかることになる。結局、日本の医学部専門過程は中途半端であり、しかもその上に余計なものをのせている。といわねばならない。

将来,大はばな法規改正があり得るとすれば,医学部教育を次のように編成し直す改革 案があり得よう。

- (i) 現在の医進過程・大学院は廃止する。
- (ii) 現在の医学部は、これをそのまま「格上げ」して、大学院とする。定員、80~100名。年限、4年。
- 働 格上げされた医学部へ入学するものは、 現在の理科系学部の卒業者である。阪大 では、生物科学部の卒業者が優先権をも つとしてもよい。
- M 格上げされた医学部での教育は、現在よりは高度のものになるであろう。卒業の要件として、thesis workを要求する。卒業者には、医学博士の学位が与えられる。また医師の免許証を同時に与えられる。

上記の案は,大学医大学において医学部が どんな形になるかを考える際に,一つの材料 たり得るもので,検討に価すると考える。

以 上

医学部臨床系大学院制度

問題点と改革案

大阪大学医学部大学院制度委員会は、来る4月以来、数度にわたり委員会を開催し、問題点を検討したが、大学院制度の改革に関して、「タタキ台」的な構想案の作製が必要とされ、山村医学部長は、小生にこれを依頼されたので、ここに私案を作ってみた。

本稿の作製にあたり、以下の各氏に意見を ご提出願うため、数度にわたり会合した。有 益な意見を承ったことに対し、改めて深謝す る。しかし、この私案はあくまで小生の私案 にすぎない。

高次元教授 佐野 勇

意見を求めた各氏氏名(敬称略) 岩 間 吉 也(教 授 高次研) 柿 本 寮 男(助教授 高次研) 和田 博(助教授 生化学) 三 木 吉 治(講 師 皮膚科) 郁 郎(講 師 眼 科) 東 西崎 宏(講師外科) 近藤七郎(講師内科) 谷 向 弘(講師精神科) 谷口和覧(講師高次研) 金 沢 彰(助 手 精神科) 宮本英七(大学院生) 南野 夷重(大学院生) 日和田 邦 男(大 学 院 生)

目 次

- A 問題点
 - 1. 大学院医学研究科規定の空文化
 - 2. 大学院生の身分の稀薄化
 - 3. 大学院生の研究意欲の低下
- B 大学院制度の必要性について
- C 医学部大学院制度改革案

- 1. 大学院が教育コースであるとする考え 方を改め、研究機関であるとの解釈に変 える。
- 2. 臨床系大学院の活動目的
- 3. 大学院在籍者の身分
- 4. 研究指導委員会(仮称)の構成
- 5. 研究費
- 6. 大学院研究員の定員
- 7. 入学と在学年限
- 8. 学位との関連
- 9. 専門医コースとの関連
- 10. 大学院研究員の生活保障
- 11. 大学院終了者の取扱い。

D. 関連諸問題

- 1. 学位制度との関連
- 2. 大学院大学に関する岡田試案との関連
- 3. 生物学部設置案との関連
- E. 結 語

A. 問題点

1. 大学院医学研究科規程の空文化 医学姻学関係大学院設置審查基準要項 (昭和29年7月19日)にもとづき、 大阪大学医学部では、昭和30年4月に、 第1回の大学院入学者を採用し、すでに 12ヵ年を経過した。当初は医学研究科 規程にもとづき(別表参照),入学試験 をはじめ, 主科目 4 0 単位以上, 副科目 1科目6単位以上,選択科目1科目4単 位以上などの単位制による講義演習など も、ある程度規程に近い形で実施されて いたが、数年にして,大学院生に対する 特別の講義、実験、演習などを実行する 教室はなくなり,副科目や選択科目に関 する規定はもとより, 主科目に関する規 定の実施も有名無実となり, 医学研究科 規定は、まったくの空文と化した。

〈大学院制度に関する規定〉 大学院設置審査基準要項(大学設置審議会 昭 2 7. 1 0. 11) 医学歯学関係大学院設置(大学設置審議会 基準要項 昭29 7.19)

大阪大学大学院学則(大阪大学)

大阪大学大学院医学研究(大阪大学医学部) 科規程

〈大阪大学大学院医学研究科規程〉 日 的)

第1条 この規程は、大阪大学大学院学則 (以下「学則」という)に基づき、医学研 究科(以下「研究科」という。)における事 項を定めることを目的とする。

(学科目,単位数及び履修方法)

- 第2条 専攻別学科目及びその単位数は、別表のとおりとする。
- 第3条 学生は、次の主科目、副科目、及び 選択科目を組合せて、50科位以上を履修 しなければならない。
 - 1. 主科目は,40単位以上
 - 2. 副科目は、1科目6単位以上
 - 3. 選択科目は、1科目4単位以上
- 第4条 学生は、指導教官の指導をうけ、在 学中に履修しようとする副科目及び選択科 目を定め、指定の期間内に所定の様式によ り当該学科目担当教官に届出なければなら ない。

(学科目の試験)

第5条 履修した学科目の試験は、毎学年の 終りに、筆記試験、若しくは口答試問、又 は研究報告によって行なう。但し、担当教 官は研究科委員会の承認を得て、平常の成 績を以って、試験に代えることができる。 (学位論文)

第6条 研究科に三年以上在学した者は、指 導数官の承認をうけて、学位論文を提出す ることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、第3条に定める単位を

修得した者について、学位論文を中心とし、 これに関連ある学科目について行なう。

(細 則)

第8条 この規程及び学則に定めるもののほか、必要な細則は、研究科委員会で定める。

2. 大学院生の身分の稀薄化

本来,大学院生は,生理系,病理系、社会系,内科系、外科系の5系のいずれかに属するが、各講座に直属することなく、またも,特定の謂座主任のみから指導をうけるたてまえにはなってなかったが、単位制の空文化と同時に大学院生は所属数室以外の数室での知識吸収の機会を事実上断たれた。したがって所属数室でのみ診療や研究に従事することとなり、他の研究生,副手などとの身分上の差異は稀薄となった。

大学院生の取扱いについては、各教室 間にかなり大きな差異があることが調査 により判明した。 すなわち, 研究意識の 高い教室では、一般に大学院生を中心と した研究展開をみせ、一般教室員との対 立感情などはみられず、たとえ経済的に は恵まれない現状においても、充足した 環境で意欲的に研究生活を送っている。 ところで、大学院学生と一般教室員と区 別して取扱うことに消極的な教室も存在 する。一般教室員の中にも,大学院学生 を特別扱いすることに反感を抱くものが あって、このような教室では大学院生に 対して,一般教室員と区別することなく 診療要員としての日常を義務ずけ、また 他診療機関に診療要員としての出張を命 じたりした。

最も悪い表現をした人の言によれば 「4年間に学位をもらうかわりに、給料 をもらわない無給医が大学院生で、有給 (大学助手という意味ではない)である かわりに6年間かかるのが一般教室員で ある」という。 このように学位論文提出までの期間の 長短のみが大学院生の特典として残るに 止るような指導方計は明らかに誤りであ り、充分反省されなければならない。つ まり大学院生を将来の研究指導者として 養成しようとする努力が数官側に不充分 であったと思える。

3. 大学院生の研究意欲の低下

大学院発足当初は,一般に大学院生の 研究意識は旺盛で、研究上の貢献を積ん だ者がかなり多かった。この点について は後に触れるが、最近になり、研究意欲 を欠く者の増加が目立つようになった。 ある者は4年後には指導教官が何とか学 位論文を作ってくれるであろうから、な るべく労力を使わずにお茶を濁しておこ うという安易怠惰型であり、ある者はア ルパイトなどによる収入獲得を生活目標 に置き,研究はそこのけで必要以上の時 間をこれに費してしまう型であり、ある 者はパーソナリティーに積極性はあって も、無給医運動その他の身分闘争に過剰 のエネルギーを費し、結果として研究の 進行に停滞を招いている型である。

このような傾向を招いた原因について は国立大学協会の「大学院設置基準をめ ぐる所見」(昭和42年6月)などをも 参考として大学院指導教官側で充分検討 してみる必要がある。

B. 大学院制度の必要性について

大学院制度の発足当時,すでに臨床系数 授の中には,大学院は不必要であるとの意 見をもつ人がいた。「よき臨床医学者の育 成には不断の診療行為が必要であり,卒業 後の教室員を研究室にのみとじこめておく べきではない」とする考え方の人(例えば 故木谷教授)もあった。しかし,過去12 カ年の大学院の功罪を顧みるとき,やはり パランスは正に傾くように思える。効果を 挙げた教室をみるとき,大学院の4ヵ年は, 専門学の基礎的把握,研究のオーソドックスな展開の仕方,研究のまとめ,内外の専門領域の研究との競合を通じての自らの研究の価値ずけ,など研究者としての姿勢の基礎的教養に大きく役立ったと考えられる。

大学院発足の時期も、戦後10年目に当っており、海外との交流もようやく活発となりはじめていたので、大学院終了後の海外留学のケースが非常に増え、母教室の国際交流にも多大の成果を挙げた。

現在臨床系諸教室の幹部クラスには、昭和34年度終了者以後の大学院出が年々増加し、昭和33年以前の教室員の新陳代謝が行なわれると、数年後(約5年後)には各教室の幹部は大学院終了者によって占め

られると推定される。

現在医学部付属病院における助教授、講師、学部内講師を合計すると123名となるが、そのうち42名(34年)が新制大学院終了者で占められ、また7名が他大学の教授および助教授の職についている。以上の内訳を別表に示す。このように大学院終了者が漸次教室の中心的存在となりつつあることは、優秀な者が大学院に入学した結果であるとの見方も成立しようが、研究意欲を失わず、大学院終了後も研究活動を続けているという意味で、やはり大学院制の「功」とみとめてよい。

〈各数室の助教授、講師、学部内講師のうち大学院終了者が占める実数〉

内科学第 1 3/8	外科学第 2 1/8
内科学第 2 2/8	 整形外科 ························ 3/9 (内・奈良医大助教授 1)
内科学第 3····································	産婦人科学
·	
小児科学 3/7	眼科学 ······· 5/8
皮膚科学 4/7	巡尿器科学 3/8
(内·和大助教授 1 奈良医大助教授 1	耳鼻咽喉科学4/9
精神神経科学 5/9	麻酔学 1/3
(内・奈良医大助教授 1)	高次研神経 2/3
放射線科 3/9	中検0/5
外科学第16/10	6,5
(内・京府大教授 1)	

専門医制度について

専門医制度をめぐる情勢と問題提起

42青医連阪大支部研究委員会

再 門医制度は戦後、政府・日経連・健保連等の保険支払い側の強い要請により幾たびか行政的に取りあげられて来たが、現在に至るまで何ら結論を得るに至らなかった。専門医制度はこの様に医学内部からの要請でなく、医学教育研究とおよそ関係のない諸団体から提起され、その実現が図られたという歴史的経過をもっている。

ころが最近に至り逆にこの問題が医学内 部(特に各学会)から積極的に討議され その早急な樹立への努力がなされようとして いる。内科学会における43年度以降専門医 制度採用声明が医学会総会でなされ、今後一 層この動きが各学会で活発になろうとしてい る。他学会においても既に専門医制度委員会 が設置されており、しかも麻酔科、小児科、 皮膚科学会において専門医認定が行なわれて いることは周知の事実である。このことは各 学会の専門医制度への狙いは各々の相違はあ るが政府の一貫した低医療・低文教費政策の もとで医療制度の矛盾が激化して来ており、 医学研究教育体系の混乱がその度を深めると いう客観情勢が各学会に少なからず反映して いることを示している。高度の発展と分化が 必然的に要請される医学医療技術がこの困難 な情勢のもとで、しかもそれを支えるべき医 学研究教育体系が明治以来旧態依然とし、そ

の要請に応えることができず、逆にその対立 物に転化せんとしている。こうした中で学会 を中心とした医育関係者から専門医制度が新 しい展望をもって積極的に提起されてきてい る。

をこと数年来の無給医・インターン問題の全国的な紛糾のもとで、無給医・インターン生・医学生の、無給医の解消、そして「イ」制廃止後の一貫した卒後研究・教育体系の確立の根強い要求は学会のこうした動きに一層拍車をかけているし、この運動の中にあって自らの要求の道を専門医制度に託さんとする機運が強まりつつあることは否めない。現在の医学研究・教育体系の劣悪さへの批判は、勢い能率的・合理的な体系を要求し、このことは安易に専門医制度と結びつかざるを得ない傾向を生じている。

和30年代の厚生省の専門医制度確立の 策動に対し、日本医師会は強硬に反対し、 その阻止に大きな力を果して来た。日医を構成する多数の開業医は基本的には専門医制度 反対の意向に変わりないが、最近とみに政府 との結びつきを強めている日医執行部は、 「イ」廃止後、2年制の専門医制度を提唱する事態に至っている。

上の様に専門医制度をめぐる新たな情勢 の展開のもとで戦後一貫してその樹立を 促進して来た保険支払い側は、医療保険財政 の危機を背景に健保法の抜本的改悪を政府に 強く迫っている。そしてこのことと関連して、 以前にも増して強く専門医制度の樹立を要請 している。しかも政府にあっては無給医・イ ンターン運動の全国的な高まりの中で医師養 成に対する自らの無責任さが白日のもとに晒 され、早急に何らかの解決をはからざるを得 ない窮地に追込まれている。この時期にあっ て政府としては、積年の狙いでもあった専門 医制度が. かっては強い反対によりその樹立 を断念させられた医学会が自らその準備を整 え,舞台にのせようとしているこの有利な情 勢を、最大限に利用せんと画策していること は明らかである。

門医制度をめぐる情勢は以上述べてきた 博 様に医学会・医師会・政府・保険支払い 団体・無給医・医学生とその必要性その意図 の相違を包含しつつも各方面からの関心は高 まり、確立の機運が全体として一つの大きな 流れとならんとしている。

きくクローズアップされた専門医制度の 概略は説明したが、誰が、如何なる必要 性・意図のもとにその制度化を促進してきた かを歴史的に追求し、現在の混乱した医療制 度のもとで制度化されるとしたらそのイニシ アチブは誰が握り、どの様な要因がその中で 貫徹するか、また制度として動き出した場合、 どの様な問題が起ってくるのか、果してそれ は日本の医学医療の正しい発展のため貢献す るものとなり得るのか否かを明らかにするこ とが現時点において必要と考える。